



▲軽減税率対策  
補助金事務局 HP

## 土木関係事業

### 1 かけ地近接等

#### 危険住宅移転事業

■対象（全ての要件を満たす方）

- ① かけ地に近接する区域に居住している方
- ② 建築基準法等により危険な区域に指定される以前に建てられた住宅に居住している方
- ③ 平成32年度に移転を行う方

#### ■補助金額

- ① 撤去費用…上限80万2千円
- ② 建設助成費

危険住宅に代わる住宅の建設（購入）、土地取得、敷地造成のため、金融機関から融資を受けた借入金の利子相当額を助成。

- ① 住宅建設…上限457万円
- ② 土地取得…上限206万円
- ③ 敷地造成…上限59万7千円

■申込期限 9月30日（月）

### 2 空き家解体撤去事業

#### ■対象

- ① 市内にある空き家の所有者
  - ② 家の所有者から委任を受けた者
  - ③ 所有者等が居住していない、他の用途で使用していない建物
- ※非住宅のみの解体は対象外

## 消費税増税にかかる軽減税率制度

本年10月1日から消費税および地方消費税が10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率制度は、対象品目を取り扱う事業者だけでなく、消費税の納税義務がない免税事業者の方を含め、多くの事業者の皆様に関係する制度です。

### 1 中小企業・小規模事業者等 消費税軽減税率対策補助金

中小企業・小規模事業者に対し、複数税率対応に要する経費の一部を補助する国の制度があります。

#### ■申請類型

- ① 複数税率対応レジの導入支援
  - ② 受発注システムの改修支援
  - ③ 請求書管理システムの改修支援
- ※詳しくはHPよりご確認いただけます。

④ 市内業者に依頼する工事では、工事費の合計額が30万円（消費税込み）以上のもの

※工事中・後の申請は対象外

#### ■補助金額

- ① 一般解体撤去  
対象工事費の30%（上限30万円）
- ② 撤去後の新築  
対象工事費の50%（上限50万円）

■申込期限 12月27日（金）

### 3 住宅リフォーム促進事業

#### ■対象

- ① 市内にある申請人が居住している持家
  - ② 市内の住宅リフォーム促進事業登録事業者を利用した住宅のリフォーム工事
  - ③ 対象工事費20万円以上のもの
- ※工事中・後の申請は対象外

#### ■補助金額

- ① 一般世帯  
対象工事費の10%（上限15万円）
- ② 子育て世帯  
対象工事費の30%（上限45万円）

■申込期限 12月27日（金）

#### ■ご注意ください

- ① 他の補助事業との重複部分は対象外（介護保険住宅改修支援事業、小型合併処理浄化槽

### 2 消費税軽減税率制度 説明会

軽減税率制度や軽減税率対策補助金などについての理解を深めていただくため説明会を開催します。ぜひ、ご参加ください。

| 対象                | 開催      | 時間               | 場所                 |
|-------------------|---------|------------------|--------------------|
| 自営業（農業以外）<br>の方向け | 5/14（火） | ① 午前10時～午前11時30分 | 鹿屋合同庁舎（国）<br>4階会議室 |
|                   |         | ② 午後1時～午後2時30分   |                    |
|                   |         | ③ 午後3時～午後4時30分   |                    |
| 農業の方向け            | 5/15（水） | ① 午前10時～午前11時30分 | 鹿屋市西原<br>4丁目5番1号   |
|                   |         | ② 午後1時～午後2時30分   |                    |
|                   |         | ③ 午後3時～午後4時30分   |                    |

※1/当日は、筆記具を持参 2/出席の有無についての事前の連絡は不要

#### ◎問い合わせ先

鹿屋税務署個人課税第1部門  
☎ 42-13128

設置整備事業等）となります。  
② 住宅1件につき1回の補助です。

### 4 木造住宅耐震診断・ 耐震改修工事補助事業

#### ■対象

- ① 市内木造住宅の居住者または所有者（居住者と所有者が異なる場合、双方の同意が必要）
- ② 昭和56年5月31日以前に建築（着工）されたもの
- ③ 市税等を滞納していないこと
- ④ 耐震改修工事は市内業者に依頼する工事であること

※工事中・後の申請は対象外

#### ■補助金額

- ① 耐震診断…耐震診断費用の3分の2（上限6万円）
  - ② 耐震改修工事…対象工事費の100分の23（上限30万円）
- 申込期限 12月27日（金）

#### ◆各事業の申請書類等

- ① 申請書
  - ② 添付書類（住民票、納税証明書等）
- ※各事業の申請書・添付書類の詳細は、土木課建築係または、市HPからご確認いただけます。

#### ◎問い合わせ先

土木課建築係 ☎ 内線340

## 保健・福祉

### 障害者委託訓練生募集

■応募資格 早期の就職や復職を目指す障害者等

■科目 パソコン事務科（7人）

■訓練内容 パソコン基本操作等

■訓練場所 NPO法人

夢来郷たかくま（鹿屋市）

■訓練期間 3か月

5月28日（火）～8月26日（月）

■募集期限 4月23日（火）

◎問い合わせ先…ハローワーク

鹿屋 ☎ 41335

### 垂水中央病院 連休中の診療日

4月27日（土）～5月6日（火）の連休中うち左記2日間は通常診療日となります。診療科によっては休診の場合もありますので、事前予約をお願いいたします。

#### ■通常診療日

- ① 4月30日（火）
- ② 5月2日（木）

#### ◎問い合わせ先

垂水市立医療センター  
垂水中央病院 ☎ 5211

休日在宅医  
は、裏表紙  
(P40) で!

## 平成31年度「たるみず健康ポイント手帳」交付開始!

健康づくりに関する活動で、垂水スタンプ会商品券に交換できる「健康ポイント」が取得できます。

※平成30年度に交付された健康ポイント手帳は使用できません、必ず新しい手帳の交付申請を行ってください。

ポイント対象となる健康行動を実施する場合は、新しい手帳にポイントの付与を受けてください。

#### ■対象

本市に住民登録があり、平成31年4月1日～3月31日の間に**40歳以上**になる方

#### ■ポイントの対象となる健康行動

- ◎ 特定健診、長寿健診、がん検診等の受診
- ◎ たるみず元気プロジェクト健康チェックや結果報告会への参加など

#### ■登録申請（垂水市健康ポイント手帳の取得）

受付開始 / **4月19日（金）**～

時間 / 午前8時30分～午後5時15分

場所 / 市民課国保係、牛根支所、新城支所

持参物 / 身分証（運転免許証、健康保険証等）

#### 貯まった健康ポイントの交換受付中!

貯まったポイントは、20・30・40・50ポイントで、垂水スタンプ会商品券と交換できます。

#### ■商品券への引換え申請

時間 / 午前8時30分～午後5時15分

場所 / 市民課国保係

持参物 / 健康ポイント手帳、身分証（運転免許証、健康保険証等）

※平成30年度ポイント有効期限 / 平成32年3月31日

◎問い合わせ先：市民課国保係 ☎ 内線 160